

# 宮島訪問税の準備状況について



ちょうどいい、みつけた。

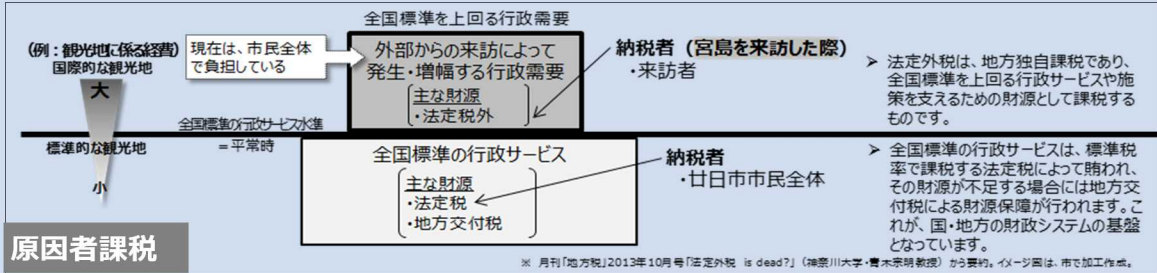
廿日市市

はつかいちし

## 宮島訪問税の制度設計（再掲資料）

---

|           |                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新設の理由     | <p>世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっている。</p> <p>厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応していくため、宮島訪問税を新設するもの。</p>       |
| 種 類       | <p>法定外普通税</p> <p>外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、必ずしも観光等に限定されることなく多岐にわたるため、普通税で構築しているが、毎年の予算・決算で宮島訪問税の活用事業を議会に説明する。（HP等でも広く周知）</p>                                                     |
| 徴 収 方 法   | 特別徴収・申告納付                                                                                                                                                                      |
| 課 税 客 体   | 船舶により宮島町の区域に訪問をする行為<br>※ 訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。                                                                                                  |
| 課 税 標 準   | 船舶により宮島町の区域への訪問をする回数                                                                                                                                                           |
| 納 税 義 務 者 | 訪問者<br>訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。<br>(1) 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者<br>(2) 宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等 |
| 税 率       | ■ 訪問者が訪問をするごとに1人1回につき100円<br>■ 1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円                                                                                                               |
| 課 税 免 除   | ■ 未就学児<br>■ 学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人<br>■ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障がい者                                                                |
| そ の 他     | 条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。                                                                                               |



# 総務大臣との協議の結果

## 1. 法定外税の新設の手続き

法定外税の新設の手続きは、次のとおり。



## 2. 総務大臣との協議結果



### ■ 公平性の観点から、外部からの来訪者に限って課税することが適当か

- 「訪問をする行為」において、宮島町の住民等は当該行為を行わない者と位置付けられており、その結果として課税対象外とされているものであることを踏まえれば、同一の行為に対して合理的な理由なく課税と非課税が混在する場合のような課税の不公平の問題は生じていないと言えるのではないか。
- その上で、課税客体の適切な把握（訪問者とそれ以外を、実務上明確に区分できるか）については、市は、証明書の発行等によって訪問者とそれ以外を明確に区別するとともに、乗船券の発行や改札業務においても区別する方法を一定のコストを負担して実行するとしており、客体把握の公平性も保たれると考えられるのではないか。

### ■ 「追加的行政需要について、来訪者に負担を求める」との考えは課税権の配分を考える上で適当か

〔廿日市市民であっても、宮島町の住民等でない場合は、住民税をはじめとする法定税を負担しているが、そのことを理由として新税案の課税を免除する制度設計とはされていない。この点について、課税権の適切な配分の観点からどう考えるか、との論点があった。〕

- 宮島訪問税は、訪問者に該当する限り、廿日市市の住民税等を負担しているか否かにかかわらず、課税されるものであり、法定税を負担していないことを理由に課税するものではない。
- また、税額も100円と比較的少額であり、他団体の課税権に影響を及ぼすものではないと考えられることから、課税権の適切な配分との関係においても、適当でないとは言えないのではないか。

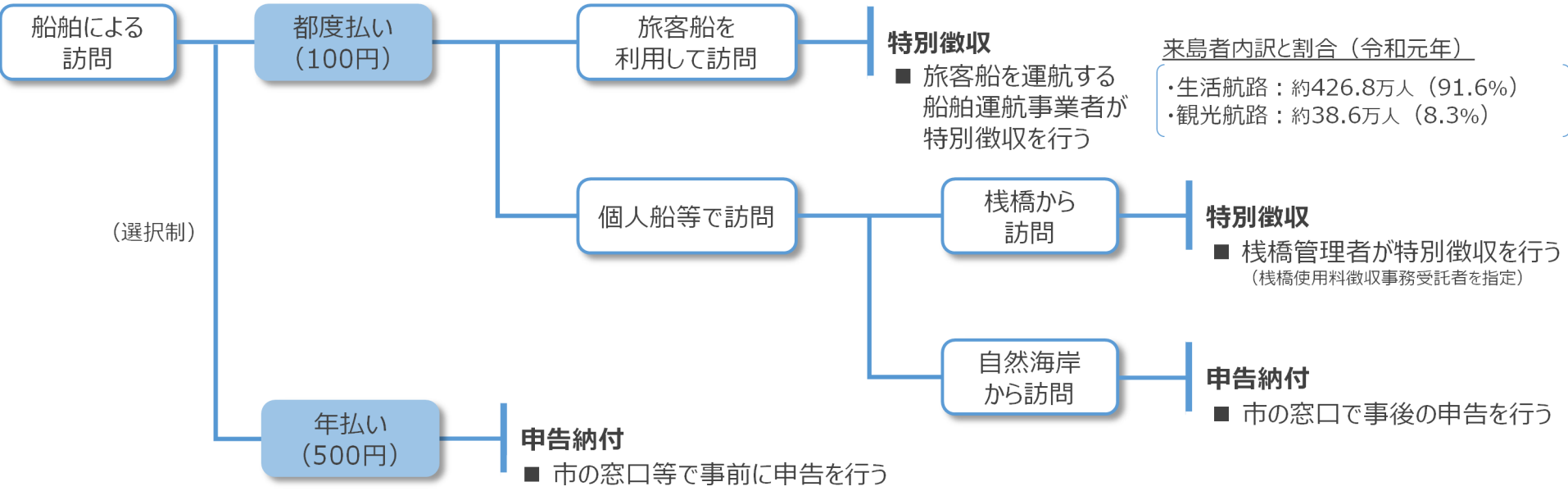


## 1. 税の徴収方法

地方税の徴収方法は4つあり、その徴収方法を条例で定めなければならないとされている。

|      |                                              |      |                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通徴収 | 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって税を徴収する方法          | 特別徴収 | 税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させる方法<br>【特別徴収義務者】…特別徴収によって税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者<br>【申告納入】…特別徴収義務者がその徴収すべき税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入すること |
| 申告納付 | 納税者がその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付する方法 |      |                                                                                                                                                  |
| 証紙徴収 | 地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって地方税を払い込ませる方法    |      |                                                                                                                                                  |

## 2. 宮島訪問税徴収方法の体系図



## 船舶運航事業者における徴収の準備状況と支援内容



# 宮島への航路（観光航路と生活航路の区分）

令和3年6月29日  
議員全員協議会説明資料再掲

宮島へ旅客を運送している航路は、観光航路と生活航路に区分することができる。

| 区分   | 特 徴                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光航路 | アクアネット広島、瀬戸内シーライン、瀬戸内海汽船（ほか）<br>■ <u>一般旅客定期航路事業</u><br>■ <u>不定期航路事業</u> など<br>定期航路事業以外の船舶運航事業。<br>定められた航路において一定のダイヤによらず運航する場合も不定期航路事業に含まれる。（事業者の都合で運休でき、乗船客が少ない場合は運休可能）                                                                                |
|      | J R 西日本宮島フェリー・宮島松大汽船<br>■ <u>一般旅客定期航路事業</u><br>不特定の人を輸送し、定められた航路を定時運航。旅客の多寡にかかわらず運航する。<br><b>（定時・大量輸送を担う航路）</b><br>・ 安全を確保しながら宮島-宮島口間を10～15分間隔で運航し、大量の輸送を担っている。（令和元年実績：約426.8万人）<br>厳島港は、外国航路・内国航路を含めた港湾別の船舶乗降人員数が日本で最も多い港である。その約90%を生活航路運航事業者が運送している。 |
| 生活航路 | ■ <u>宮島～宮島口は指定区間となっている</u><br>指定区間とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域が日常生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間。（国土交通大臣が指定）<br><b>（公共交通としての航路）</b><br>・ 日常生活のために必要不可欠な目的地と島を連絡する航路である。<br>・ 住民や日常生活物資等が輸送されている航路である。                |



©Google 画像 ©2021 NASA、地図データ ©2021

【参考】 令和元年における港湾施設別の来島者数

| 港湾施設名      | 来島者数       | 割合      | 備考            |
|------------|------------|---------|---------------|
| ① 宮島 1 号栈橋 | 2,544,519人 | 54.63%  | J R 西日本宮島フェリー |
| ② 宮島 2 号栈橋 | 1,723,075人 | 37.00%  | 宮島松大汽船        |
| ③ 宮島 3 号栈橋 | 382,276人   | 8.21%   |               |
| ④ 宮島ビクターバス | 4,492人     | 0.10%   |               |
| ⑤ 杉之浦栈橋    | 2,424人     | 0.05%   |               |
| ⑥ 包ヶ浦栈橋    | 547人       | 0.01%   |               |
| 合 計        | 4,657,343人 | 100.00% |               |

# 特別徴収義務者（船舶運航事業者）の区分

宮島に旅客を運送する船舶運航事業者は、宮島訪問税の特別徴収義務者となるが、特別徴収義務者が担う業務（特別徴収の量や複雑度など）に応じて、次の区分を設定している。

## 宮島訪問税徴収の特徴

ア 宮島を訪問する際に徴収する

イ 日本で最も乗降客数が多い航路で徴収する

ウ 大量輸送の中で課税対象外の宮島住民や通勤通学者の判別を行う

エ 大量輸送の中で、年払い制度利用者や税のみの徴収が必要な各種企画チケット所持者の判別を行う

## 航路・乗船客等の性質

### (1)

- 宮島に旅客を運送することが予め定められている航路
- 観光を主目的とした航路

### (2)

- 宮島に旅客を運送することが予め定められ、定時（10～15分）・大量輸送を担う航路
- 宮島住民や生活物資（郵便、新聞、日用品等）の輸送を担うフェリーを運航し、宮島の日常生活や経済活動の維持に重要な役割を果たす航路
- 乗船客が、回数券や定期券、他社販売の企画チケットなど様々な券種で乗船する航路

### (3)

- 宮島に旅客を運送することが予め定められていない航路

## 宮島訪問税における特別徴収義務者の区分と要件

### 1 宮島観光航路運航事業者

宮島を起点、寄港地又は終点とする次のいずれかの船舶運航事業者

- 一般旅客定期航路事業の許可を受けている者
- 特定旅客定期航路事業の許可を受けている者
- 人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしている者
- 旅客不定期航路事業の許可を受けている者

### 2 宮島生活航路運航事業者

次の2つの要件を全て満たす船舶運航事業者

- ① 海上運送法に基づく次の指定区間において、一般旅客定期航路事業を営む者
  - 名称：宮島（厳島港（包ヶ浦地区を除く）と廿日市市宮島口との間
- ② フェリーで日常生活（通勤、通学、通院、買い物など）での利用者や日常生活物資（郵便、新聞、日用品等）の輸送している者

### 3 観光航路運航事業者

- 上記以外の者（人の運送をする不定期航路事業などを営む者）



# 特別徴収義務者の区分とその徴収事務への支援（イニシャル）の概要

特別徴収義務者である船舶運航事業者の区分に応じた徴収事務への支援は次の水準としている。

## 宮島訪問税における特別徴収義務者の区分と要件

### 1 宮島観光航路運航事業者

宮島を起点、寄港地又は終点とする次のいずれかの船舶運航事業者

- 一般旅客定期航路事業の許可を受けている者
- 特定旅客定期航路事業の許可を受けている者
- 人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしている者
- 旅客不定期航路事業の許可を受けている者

【事業者一覧※】

- 瀬戸内シーライン
- アクアネット広島
- 瀬戸内海クルーズ
- 瀬戸内海汽船
- 宮島遊覧観光
- バンカーサブライ
- 島田水産

### 2 宮島生活航路運航事業者

次の2つの要件を全て満たす船舶運航事業者

- ① 海上運送法に基づく次の指定区間において、一般旅客定期航路事業を営む者
  - 名称：宮島（厳島港（包ヶ浦地区を除く）と廿日市市宮島口との間
- ② フェリーで日常生活（通勤、通学、通院、買い物など）での利用者や日常生活物資（郵便、新聞、日用品等）の輸送している者

【事業者一覧※】

- J R 西日本宮島フェリー
- 宮島松大汽船

### 3 観光航路運航事業者

上記以外の者（人の運送をする不定期航路事業などを営む者）

【事業者】

- 不特定多数

## 徴収事務の準備の負担

- 宮島行きの乗船券に税を上乗せする

### （特別の事情）

- 定時・大量輸送の中で、納税義務者を判別し徴収する
- 観光客などの訪問者や宮島住民、通勤通学者をターミナル内で乗船券の購入（税有り無し）、税の徴収から改札・乗船までを効率的に誘導する
- 企画チケット所持者（特に外国人）から税のみを徴収する

—

## 支援の水準

- 既存券売機がある場合は、税を上乗せする改修への支援
- 紙乗船券がある場合は、乗船券の印刷版のデータ修正への支援
- ターミナル内の料金表への税の追記への支援（市が直接行う）

- 非課税者を判別するためのシステムと連携をとるための券売機設置への支援
- 課税非課税を判別しながら定時・大量輸送に影響が出ないような徴収システムへの支援
- 市民の利便性向上に資する部分への支援（国との協調補助）

- 税の周知用のパンフレット類を配付する（共通事項）

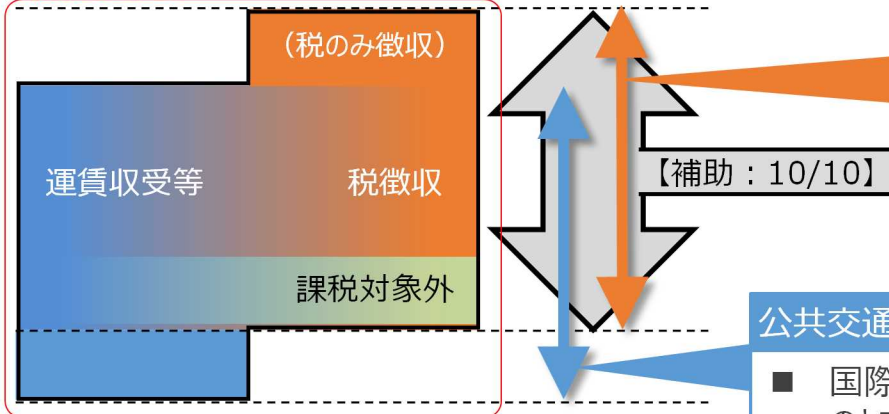
※ R4.5.31時点の海上運送法に基づく許可・届出を受けている事業者  
※ 対象者の基準日は、廿日市市宮島訪問税条例の施行日を定める規則の公布日（徴収日を決定した日）とする。

# 宮島生活航路運航事業者における徴収システムと費用負担 ①

## 1. 費用負担の考え方（イニシャルコスト：生活航路）

令和3年6月29日議員全員協議会説明資料・再掲

### 駅務システム



税徴収に必要な駅務システムや徴収の効率化に資するシステムへの支援

- 課税・課税対象外を判別しながら運賃と同時に税を徴収するには、現行の駅務システムでは対応できない。そのため、税徴収に必要な駅務システムや徴収の効率化に資するシステム構築に対し廿日市市が支援を行う。

公共交通としての利便性の向上に資する環境整備については、必要に応じて支援

- 国際的な観光地としての受入環境の充実、感染症拡大予防の観点を踏まえたものとする。

## 2. 生活航路徴収システム（運賃・宮島訪問税）の共同調達に関連する債務負担行為額

| 名称・期間・限度額                                                                  | 機能等の考え方                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活運航航路事業者における徴収システム（運賃・宮島訪問税）構築補助金<br>【令和4年度から令和5年度まで】<br><b>3億9,900万円</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない</li><li>◆ 乗客に過度な手間をかけさせない</li><li>◆ 多くの乗船客のうち課税対象外（宮島地域の住民・通勤通学者）の判別を行う</li><li>◆ キャッシュレス・非接触化による顧客の利便性向上</li></ul> |
| 宮島訪問税証明書（課税対象外・年払い証明書）発行システム構築に要する経費<br>【令和4年度から令和5年度まで】<br><b>3,400万円</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 徴収現場において機械的確認などができるものとする</li><li>◆ 市が発行する事務量、コストも考慮</li></ul>                                                                            |

※ 徴収システム（運賃・宮島訪問税）の設置工事費はメーカー決定後の協議によって決定するため、上記の額に含んでいない。

※ その他、宮島松大汽船カーフェリー専用の券売機の改修等は含んでいない。



# 宮島生活航路運航事業者における徴収システムと費用負担 ②

## 1. プロポーザルで選定した徴収システムの概要 (要求水準の概要)

### (1) 優先交渉権者

株式会社 J R 西日本テクシア

### (2) 提案額

#### 【駅務機器部分】

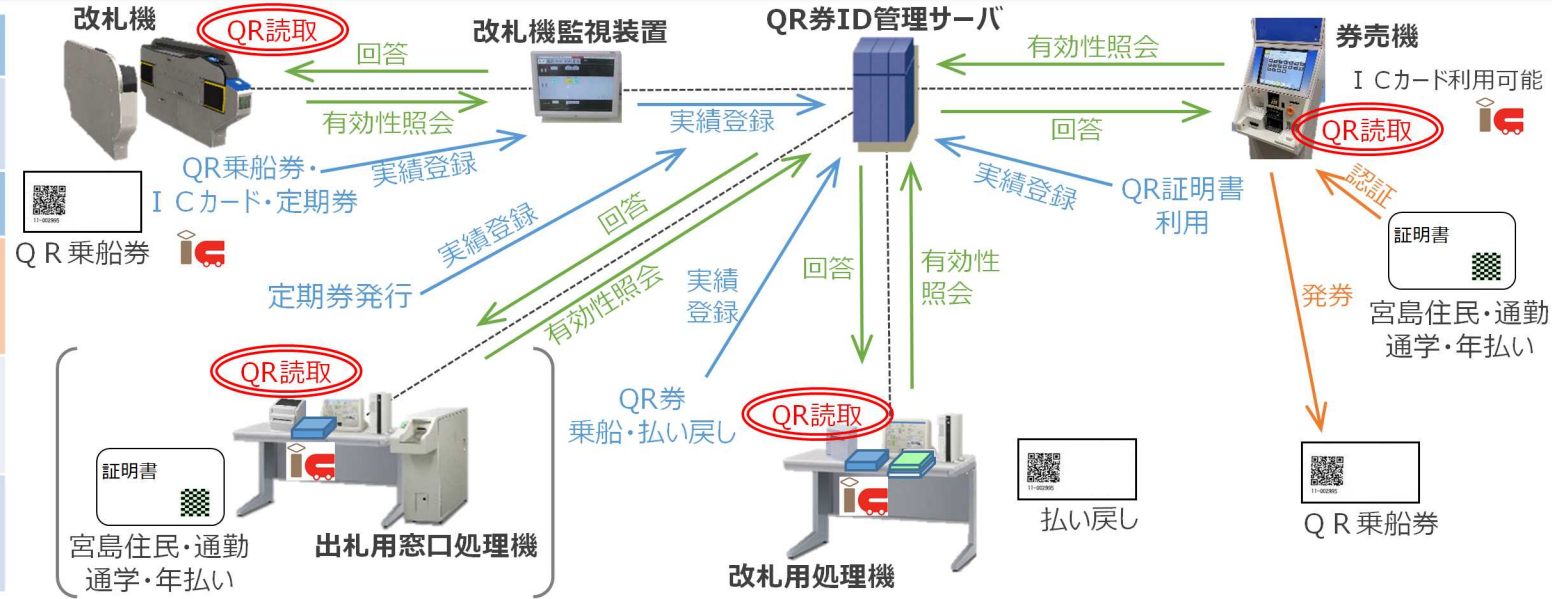
298.2 (百万円・税込)  
 (機器設置費用5.1百万円は除く)

#### 【証明書部分】

26.3 (百万円・税込)

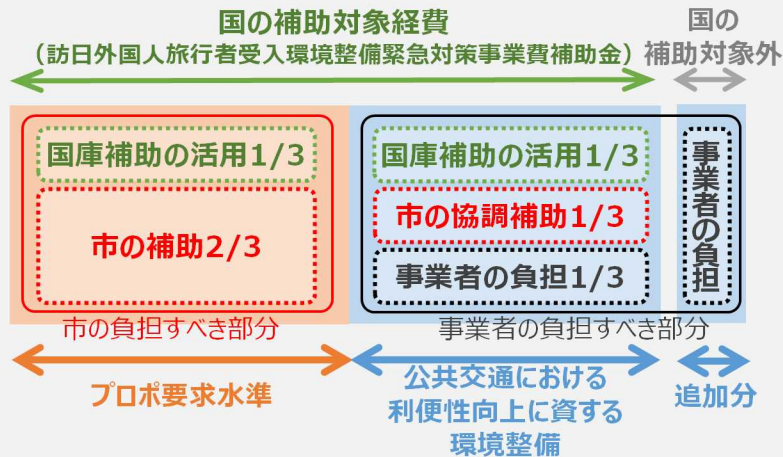
#### 【合計】

324.5 (百万円・税込)



## 2. プロポーザルで選定した駅務機器の事業費と負担額 (注：国庫補助1/3が満額だった場合で計算)

### 駅務システムにおける費用負担の概念図



### 駅務機器部分の事業費と負担額

#### 国の補助対象経費

(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金)

国の  
補助対象外

| 区分  | 事業費   |       | 国の補助対象経費 (単位：百万円) |                   |                    |  | 追加分 |
|-----|-------|-------|-------------------|-------------------|--------------------|--|-----|
|     | 計     | R4    | R5                | 内 要求水準部分<br>R4 R5 | 内 利便性向上部分<br>R4 R5 |  |     |
| 国   | 122.1 | 64.2  | 57.9              | 59.5 41.6         | 4.7 16.3           |  | —   |
| 市   | 223.2 | 123.7 | 99.5              | 119 83.2          | 4.7 16.3           |  | —   |
| 事業者 | 21    | 4.7   | 16.3              | 0 0               | 4.7 16.3           |  | 未定  |
| 計   | 366.3 | 192.6 | 173.7             | 178.5 124.8       | 14.1 48.9          |  |     |

※ 表の「内、要求水準部分」には、機器設置費用として5.1百万円を加算している。

## 整備水準のコンセプト

- 宮島の玄関口として世界の人々を迎え入れる観光交流拠点であると同時に宮島地域住民の生活に必要不可欠な生活航路であるため、国内外からの観光客だけでなく、地域住民にとっても利便性の高い徴収システムとする。
- 感染症対策として非接触型の決済手段に対応した徴収システムとする。
- 将来の複数の交通手段を組み合わせた目的地までのシームレスな移動を見据えた決済（乗船券の電子化）にも手戻りなく対応できるような徴収システムとする。

## 【参考】現状の運賃徴収

- 現金利用による券売機
- 改札員による集札
- 非接触式キャッシュレス決済



## 徴収システム（運賃・宮島訪問税）の整備水準

乗船時に税を徴収する困難さに加え、大量輸送を行う生活航路においては、宮島訪問税の課税対象外や年払い者が多く乗船するため、現行の運賃徴収の仕組みに税を単純に上乗せすることはできない。

そのため、乗船客に極力ストレスをかけることなく税徴収を確実に行うために必要な運賃・税徴収システムを構築する。また、感染症対策にも資するものとする。

- 非接触式キャッシュレス決済（券売機含む）
- 非接触による集改札
- 多言語対応の発券システム



【イメージ写真】QRコード及び交通系ICカードを利用した駅務システム（北九州モノレール）

## 公募型プロポーザルの実施（メーカー選定）

- 3者で連携したシステムを調達することから、外部有識者を加え、J R西日本宮島フェリー、宮島松大汽船と行政（市・県）で審査し、メーカーを選定する。



# 宮島生活航路におけるシーン別の徴収方法

令和3年6月29日  
議員全員協議会説明資料再掲

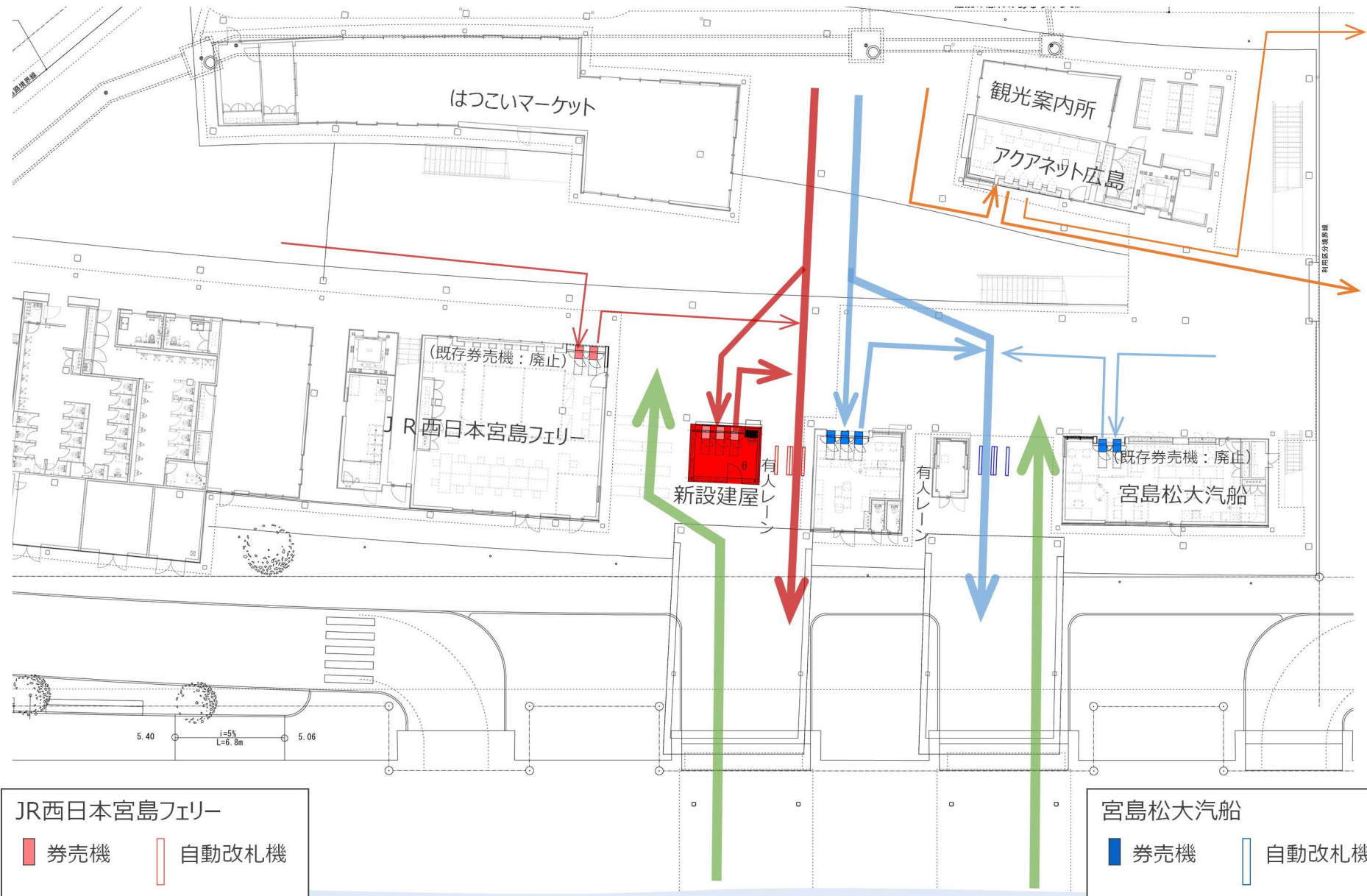
| 納税義務者等<br>運賃支払方法【輸送人員】                      | 通常の納税義務者                                                  | 課税対象外（宮島地域住民・通勤通学者）の者<br>年払い者                                         |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ① 一般的な乗船券<br>1,626,376人（39.8%）              | ■ 券売機で、“運賃+税”の乗船券を購入し、自動改札機で改札<br>→ 券売機 → 自動改札機           | ■ 券売機に「課税対象外・年払い証明書」をかざし、“運賃のみ”の乗船券を購入し、自動改札機で改札<br>→ 券売機 → 自動改札機     |
| ② 回数券（運賃のみ販売）<br>32,130人（0.8%）              | ■ 券売機で、“税のみ”の券を購入し、有人改札で回数券と“税のみ”の券を改札<br>→ 券売機 → 有人改札    | ■ 有人改札で「課税対象外・年払い証明書」を提示し、回数券を改札<br>→ 有人改札                            |
| ③ 交通系ＩＣカード<br>770,416人（18.9%）               | ■ 自動改札機で、“運賃+税”を引き去り<br>→ 自動改札機                           | ■ 有人改札で「課税対象外・年払い証明書」を提示し、“運賃のみ”を引き去り<br>→ 有人改札                       |
| ④ 企画チケット等<br>（他社販売の事前購入）<br>674,934人（16.5%） | ■ 券売機で、“税のみ”の券を購入し、有人改札で企画チケットと“税のみ”の券を改札<br>→ 券売機 → 有人改札 | ■ 有人改札で「課税対象外・年払い証明書」を提示し、企画チケットを改札<br>→ 有人改札                         |
| ⑤ 定期券<br>334,710人（8.2%）                     | —<br>（訪問頻度が高いので年払いを選択することとなる）                             | ■ 有人改札で「課税対象外・年払い証明書」を提示し、定期券を改札<br>→ 有人改札                            |
| ⑥ 団体客<br>557,003人（13.6%）                    | ■ 有人窓口で、“運賃+税”を団体ごとにまとめて支払い、有人改札をとりそのまま乗船（改札なし）<br>→ 有人改札 | —<br>（仮に団体の中に「課税対象外・年払い証明書」を所持している者がいる場合は、有人窓口で確認の上、その者については運賃分のみ負担）  |
| ⑦ 車両（運転手）<br>89,605人（2.2%）                  | ■ 券売機で“運賃（車両+運転手）+税”の券を購入し、係員による改札<br>→ 券売機 → 係員          | ■ 券売機に「課税対象外・年払い証明書」をかざし、“運賃（車両+運転手）のみ”の乗船券を購入し、係員による改札<br>→ 券売機 → 係員 |

※ J R西日本宮島フェリーと宮島松大汽船の細かい運用は異なる場合もある。

※ 券種毎の輸送人員は、J R西日本宮島フェリーと宮島松大汽船2社合計（平成30年度片道）の数値（聞き取りによる）。そのため、市発表の来島者数のカウント方法とは異なる。

※ 輸送人員には、小人も含む。

# 税導入後の宮島口旅客ターミナルの動線



海（宮島側）

※ JR西日本宮島フェリー：券売機1台を浮桟橋の建屋内に設置予定



## 税導入における費用



# 税徴収費用の内容（全体）

令和3年6月29日  
議員全員協議会説明資料修正

| イニシャルコスト（税導入前）                                                                |                          | 機能等の考え方                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮島生活航路運航事業者における徴収システム                                                         |                          | ■ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない<br>■ 乗客に過度な手間をかけさせない<br>■ 多くの乗船客のうち課税対象外（宮島地域の住民・通勤通学者）の判別を行う<br>■ キャッシュレス・非接触化による顧客の利便性向上 |
| 【上段】 事業費                                                                      | 3億6,634万円                |                                                                                                                   |
| 【下段】 国庫補助1/3の満額が<br>交付された場合の市の負担額                                             | 2億2,324万円                |                                                                                                                   |
| 宮島観光航路運航事業者徴収準備                                                               | 1,300万円                  |                                                                                                                   |
| 新設改札建屋設置・既存発券所改修<br>【R3年度・設計】454万円<br>【R4年度6月補正（案）・設計】479万円<br>【工事費等】上記の設計で積算 | （R3.6.29全協時点）<br>2,800万円 | ■ 企画チケット客からの税徴収を確実なものとするため等から、改札機能を強化する                                                                           |
| 臨時案内所設置                                                                       | 100万円                    | ■ 税制度への問合せ対応、企画チケット客への税券購入の誘導等を行う                                                                                 |
| 課税対象外・年払い証明書発行システム<br>（仕様協議中）                                                 | （プロポーザル提案額）<br>2,629万円   | ■ 徴収現場において機械的確認などができるものとする<br>■ 市が発行する事務量、コストも考慮                                                                  |
| 事前広報                                                                          | 2,500万円                  | ■ 納税義務者への理解を得、特別徴収義務者の負担を軽減する<br>■ 旅行業者、交通事業者等への周知徹底を図ることにより、観光客等の来島のスムーズ化を図る                                     |
| 【上段】 事業費での合計                                                                  | 4億5,963万円                |                                                                                                                   |
| 【下段】 市の負担額での合計                                                                | 3億1,653万円                |                                                                                                                   |
| ランニングコスト（税導入後）                                                                |                          | 機能等の考え方                                                                                                           |
| 徴収事務経費（単年度2,780万円）                                                            | 1億3,900万円                | ■ 運賃上乗せの税徴収に係る経費<br>■ 宮島生活航路では課税対象外の判別にかかる費用や企画チケット客対応について考慮                                                      |
| 臨時案内所運営（単年度1,700万円）<br>（導入時、大阪万博開催時の2年間）                                      | 3,400万円                  | ■ インバウンド客等がスムーズに税の支払いが行えるよう案内を行う<br>■ 税徴収が徴収現場や一般に浸透するまでの設置を予定                                                    |
| 課税対象外・年払い証明書発行<br>（1年目80万円、2～5年目30万円）                                         | 200万円                    | ■ コードの発行・管理費用等が必要                                                                                                 |
| 広報<br>（1年目500万円、2～5年目100万円）                                                   | 900万円                    | ■ 納税義務者への理解を得、特別徴収義務者の負担を軽減する<br>■ 旅行業者、交通事業者等への周知徹底を図ることにより、観光客等の来島のスムーズ化を図る                                     |
| 事業費の合計                                                                        | 1億8,400万円                |                                                                                                                   |

※ 金額は、メーカー等への聞き取りにより市が積算。今後の詳細設計や運航事業者等との協議により変動する可能性がある。

# 税徴収費用と収支見込み

令和3年6月29日  
議員全員協議会説明資料修正

| 費用項目                                           |                | 導入前            |          | 導入後        |            |
|------------------------------------------------|----------------|----------------|----------|------------|------------|
|                                                |                |                |          | 1年目～5年目    | 6年目～10年目   |
| イニシャルコスト                                       | 徴収準備補助等        | 【上段】事業費        | 3億7,934万 | (3億1,593万) | (6,341万)   |
|                                                |                | 【下段】市の負担額 (注1) | 2億3,624万 | (1億9,760万) | (3,864万)   |
|                                                | JR改札建屋建築 (注2)  |                | 2,800万   | (380万)     | (380万)     |
|                                                | 臨時案内所製作・工事     |                | 100万     | (100万)     | (0)        |
|                                                | 証明書発行システム (注3) |                | 2,629万   | (2,629万)   | (0)        |
|                                                | 広報 (事前周知)      |                | 2,500万   | (2,500万)   | (0)        |
|                                                | 小計 (A)         | 【上段】事業費で計算     | 4億5,963万 | (3億7,202万) | (6,721万)   |
|                                                |                | 【下段】市の負担額で計算   | 3億1,653万 | (2億5,369万) | (4,244万)   |
| ランニングコスト                                       | 徴収経費補助         |                |          | 1億3,900万   | 1億3,900万   |
|                                                | 臨時案内所          |                |          | 3,400万     | 0          |
|                                                | 証明書発行          |                |          | 200万       | 200万       |
|                                                | 広報             |                |          | 900万       | 900万       |
|                                                | 小計 (B)         |                |          | 1億8,400万   | 1億5,000万   |
| コスト合計 (C) = (A) + (B)<br>(イニシャルコストを耐用年数で割った場合) |                | 【上段】事業費で計算     |          | (5億5,602万) | (2億1,721万) |
|                                                |                | 【下段】市の負担額で計算   |          | (4億3,769万) | (1億9,244万) |

- 注1 国庫補助1/3の満額が交付された場合の市の負担額  
注2 JR改札建屋建築の工事費等は詳細設計によって確定するため、この表ではR3.6.29の全協資料の額で計算  
建築物の償却期間を38年で計算し、11年目以降の償却額は2,040万円となる。  
注3 証明書発行システムは仕様が未確定のため変動するが、この表ではプロポーザルの提案額で計算

|                |                 |              |           |           |
|----------------|-----------------|--------------|-----------|-----------|
| 年間来島者<br>300万人 | 税収見込額 (D)       |              | 10億2,620万 | 10億2,620万 |
|                | 収支見込額 (D) - (C) | 【上段】事業費で計算   | 4億7,018万  | 8億 899万   |
|                |                 | 【下段】市の負担額で計算 | 5億8,851万  | 8億3,376万  |
| 年間来島者<br>400万人 | 税収見込額 (E)       |              | 15億2,120万 | 15億2,120万 |
|                | 収支見込額 (E) - (C) | 【上段】事業費で計算   | 9億6,518万  | 13億 399万  |
|                |                 | 【下段】市の負担額で計算 | 10億8,351万 | 13億2,876万 |

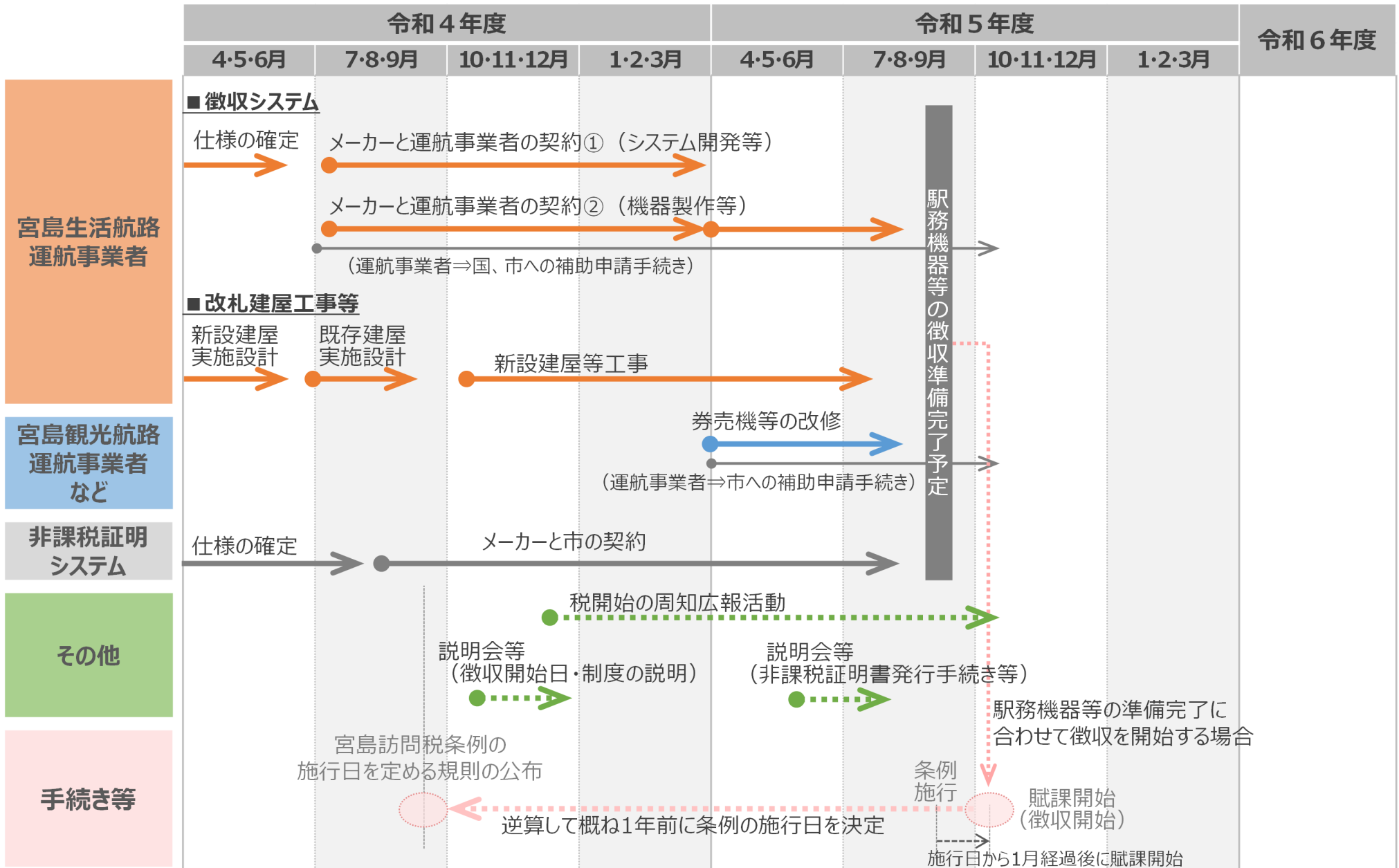
- ※ 徴収準備の機器類は定率法、ソフトフェアや建屋は定額法により、導入後の償却年数分に割り振りをを行っている。  
※ 観光航路分は、聞き取りにより市が積算している。



# スケジュール



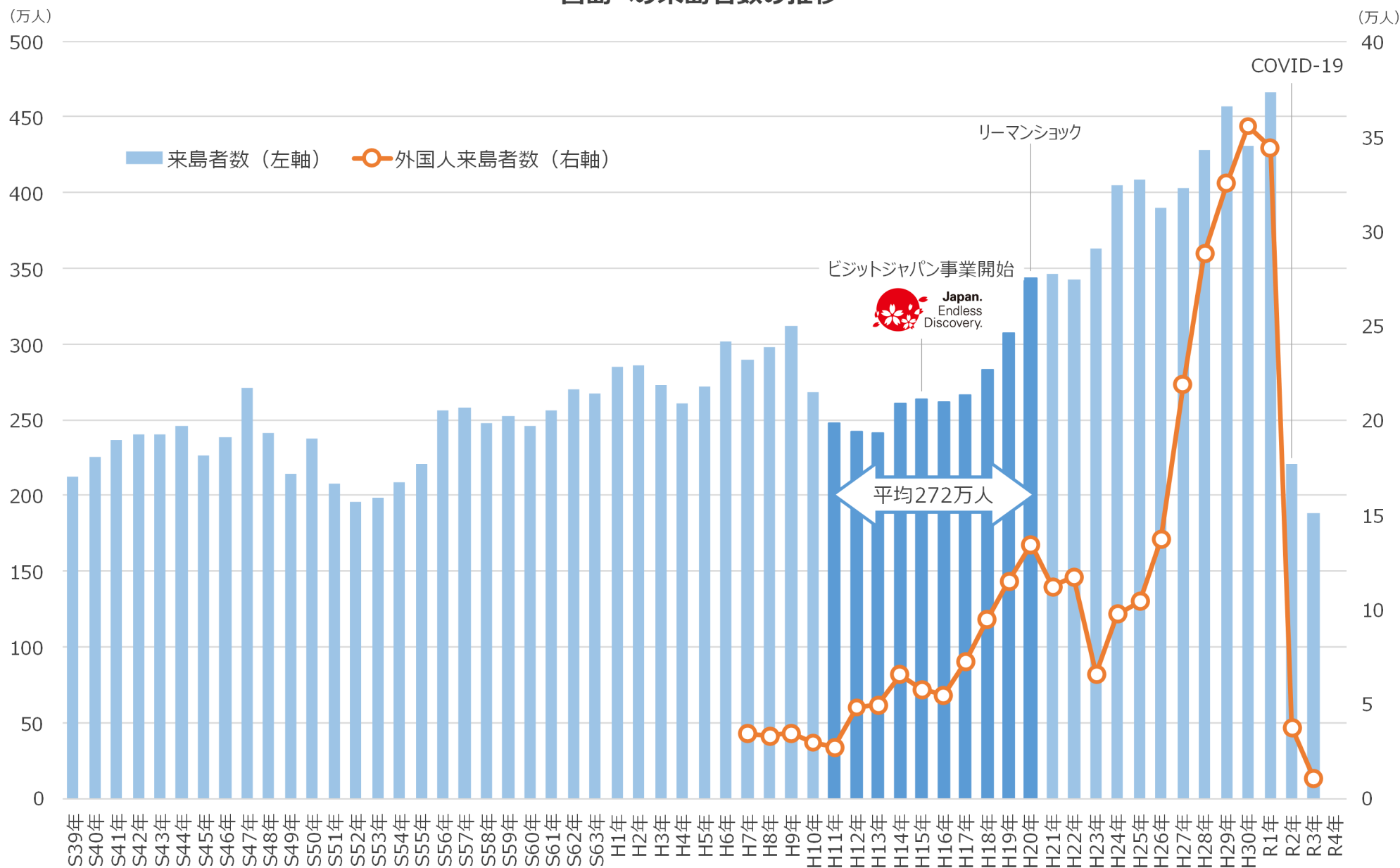
# 税徴収開始までのロードマップ



## 參考資料

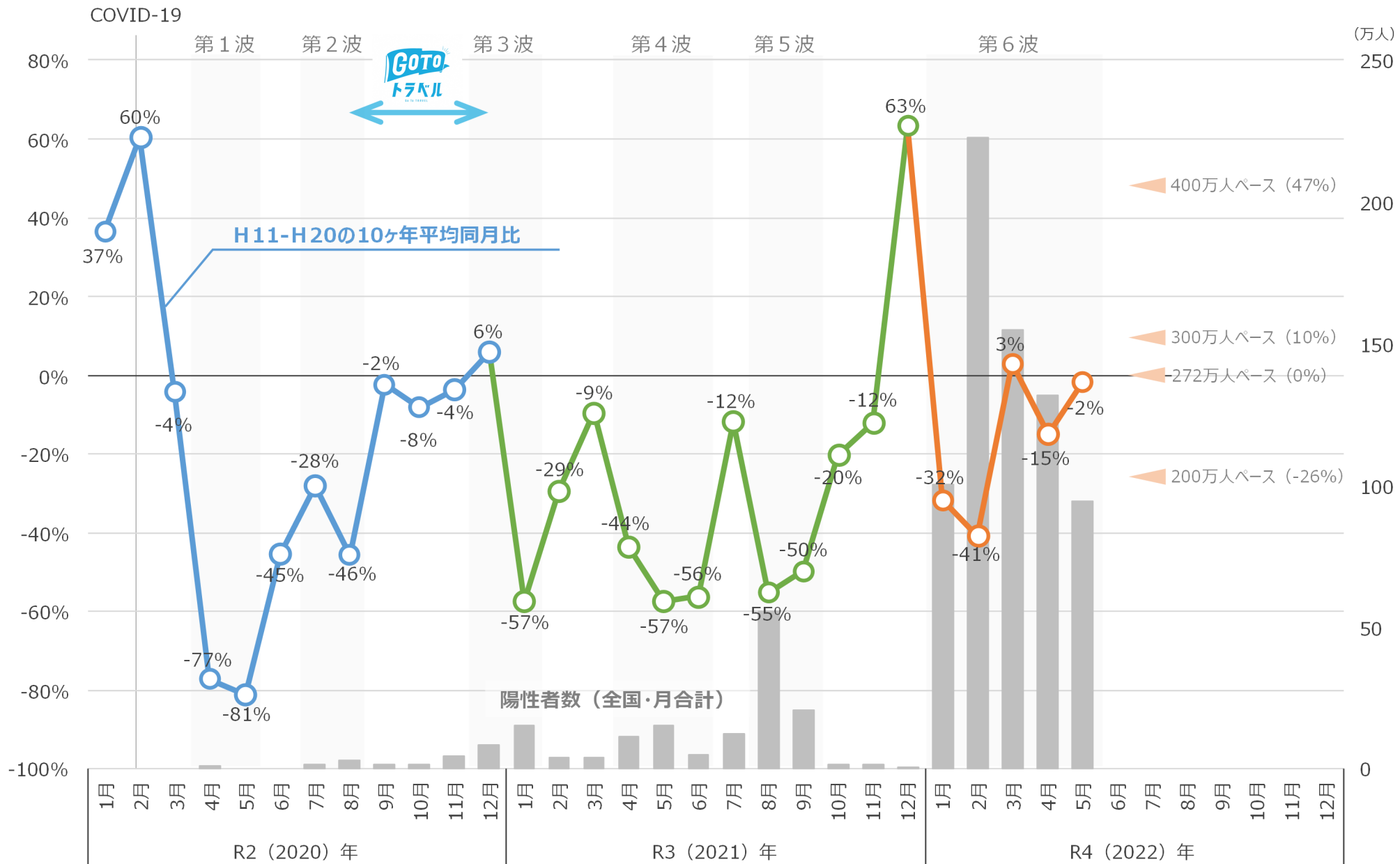


# 宮島への来島者数の推移



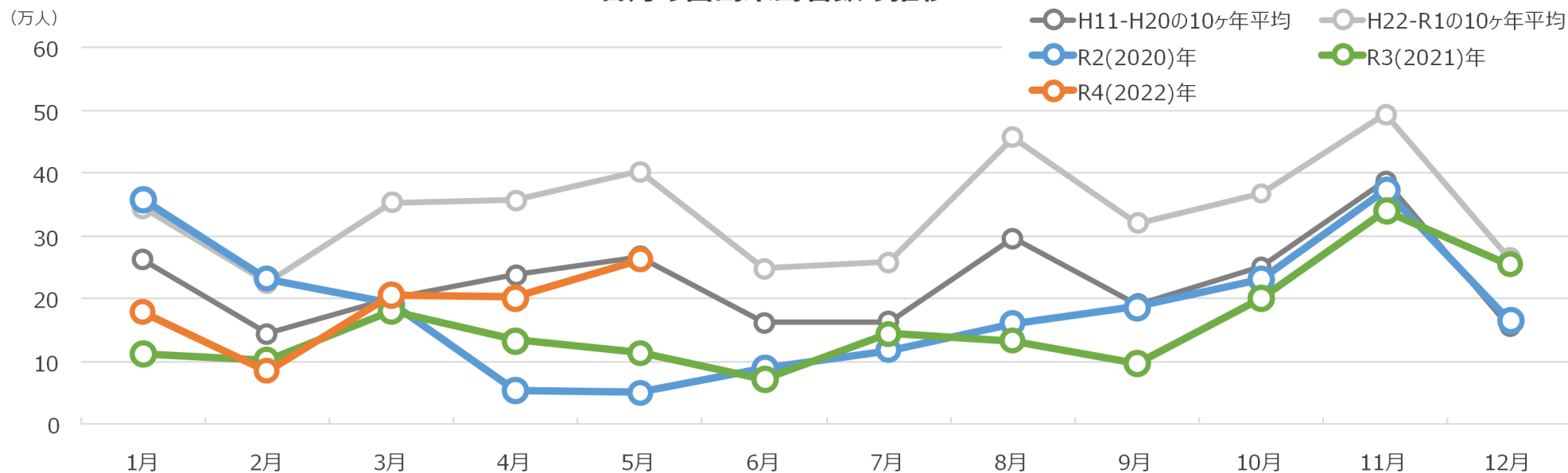


# 宮島来島者のH11-H20の10ヶ年平均同月比と全国の新型コロナウイルス陽性者数の推移



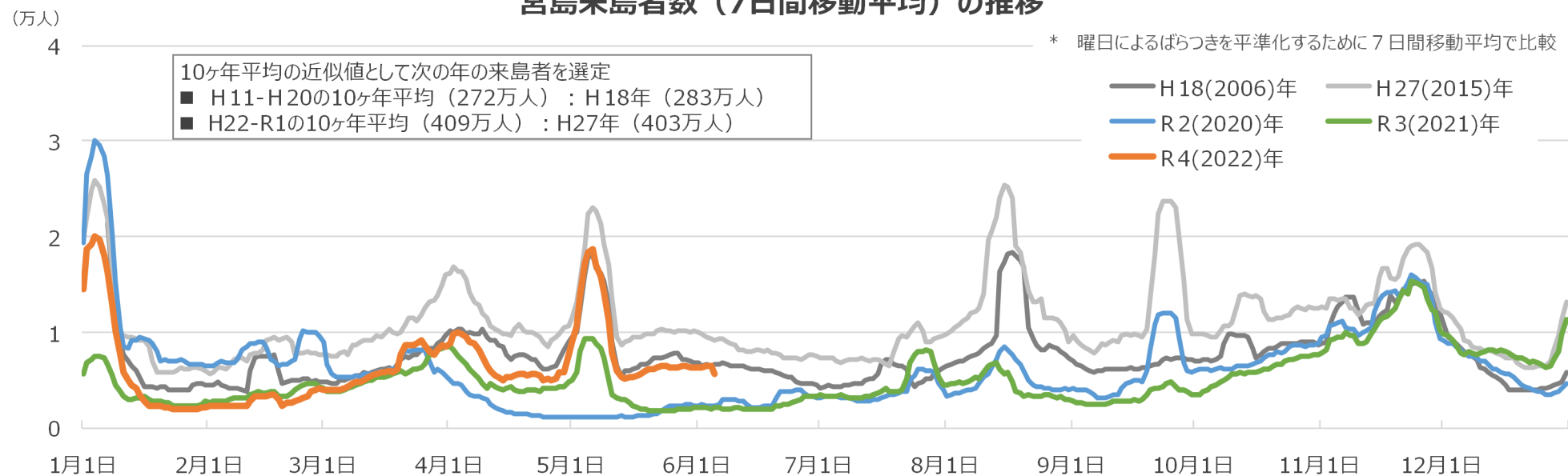
出典：厚生労働省オープンデータ、廿日市市。R4.5月の比率は来島者速報値で計算。

## 各月の宮島来島者数の推移



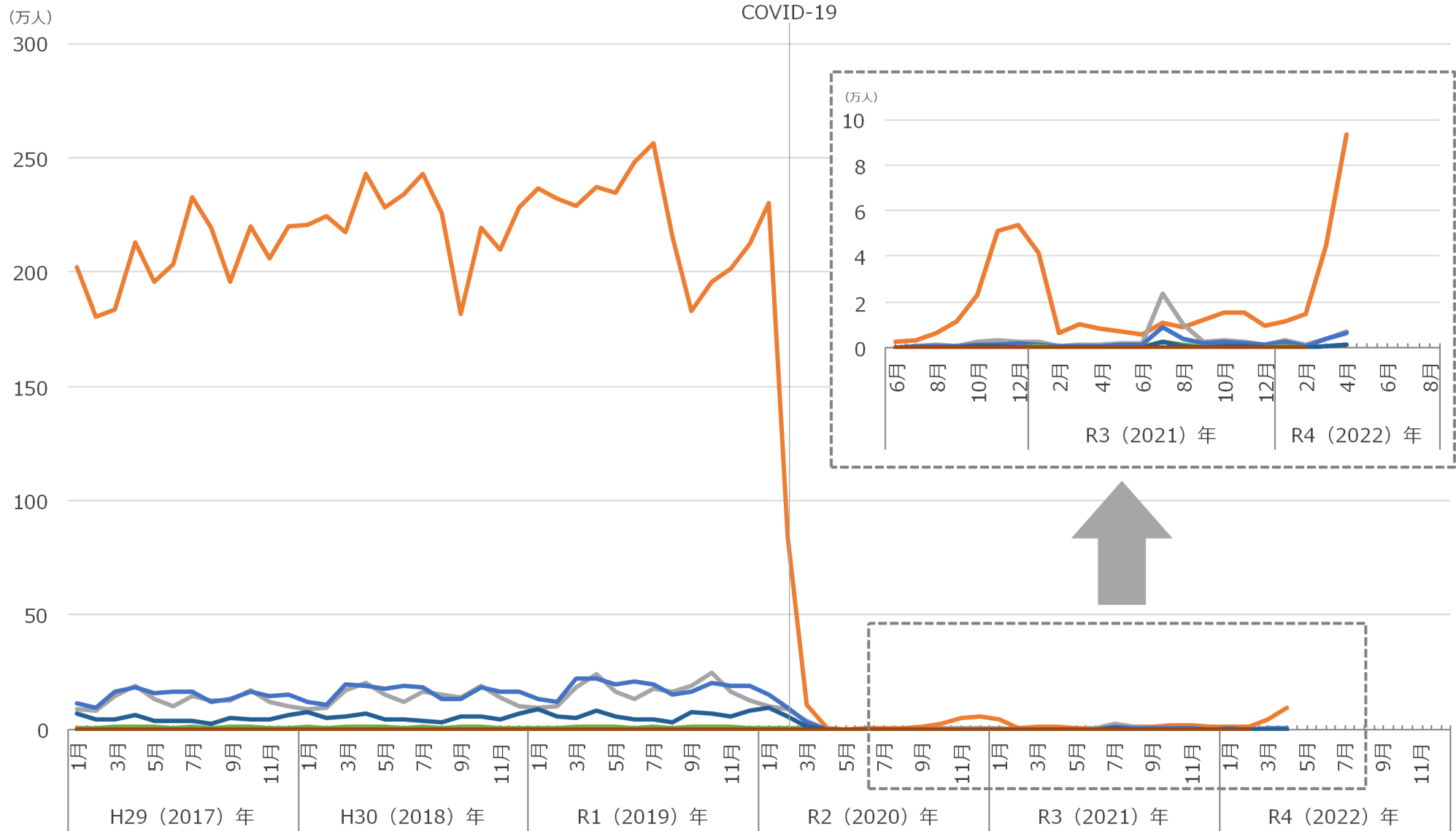
出典：廿日市市、R4.5月は速報値。

## 宮島来島者数（7日間移動平均）の推移



出典：廿日市市、R4.5.1以降は速報値

# 訪日外客数の推移（月別）

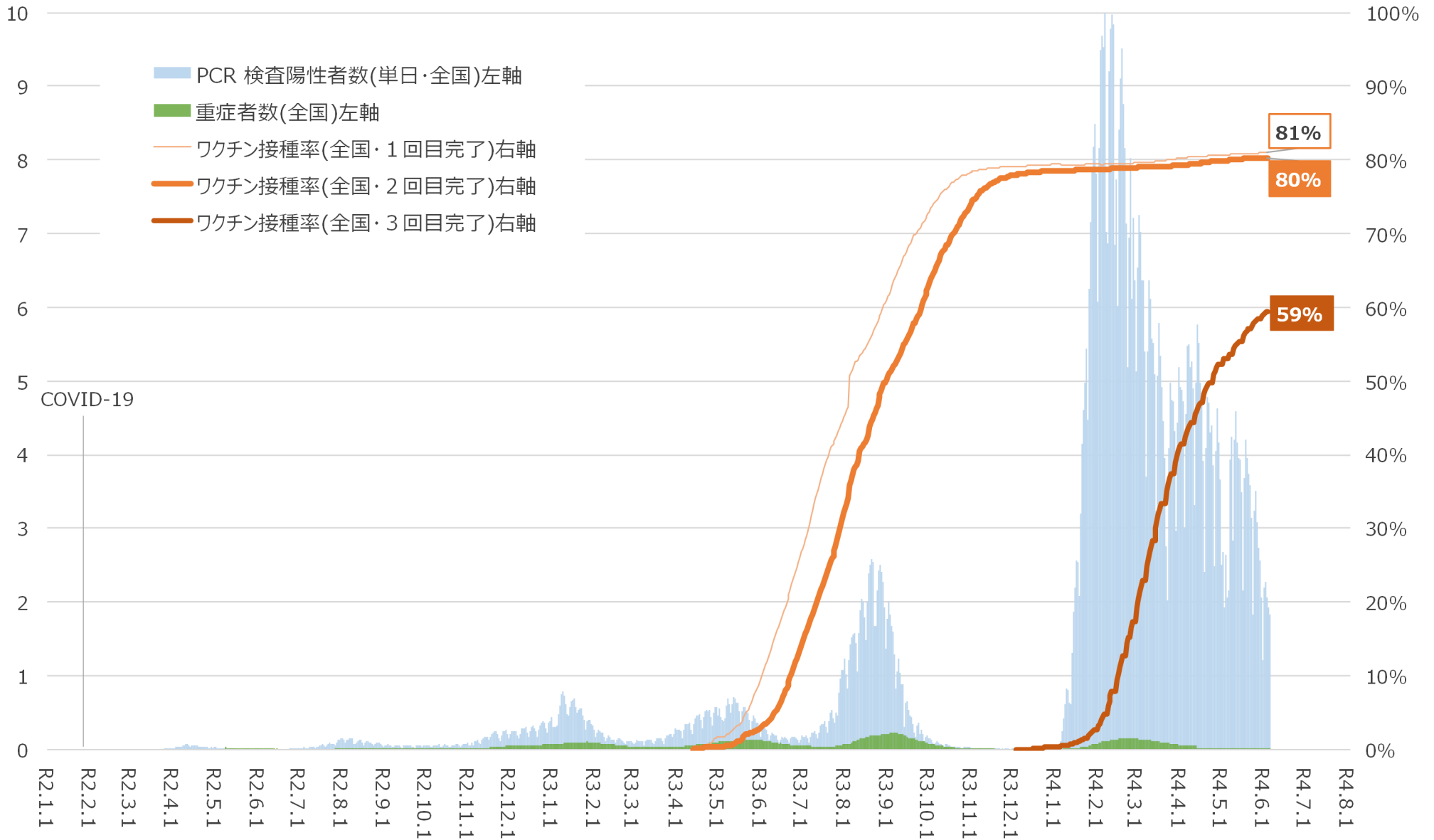


出典：日本政府観光局（JNTO）

※ 日本を訪れた外国人旅行者の数  
 ※ 法務省の出入国管理統計からJNTOが独自に算出

# 全国の陽性者・重症者数（左軸）とワクチン接種率（右軸）の推移（一般接種・医療従事者等・職域接種の合計）

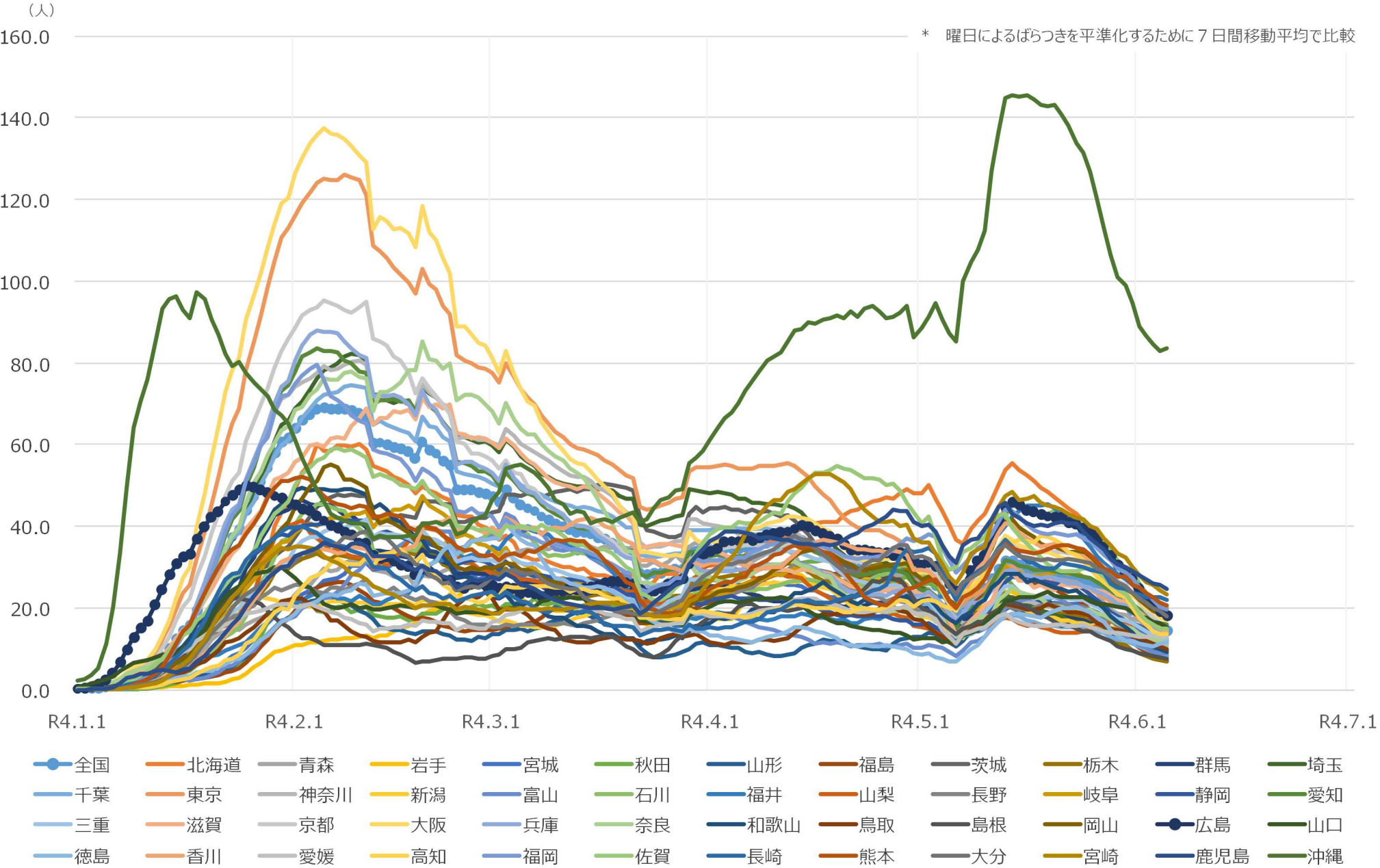
(万人)



出典：陽性者数、重症者数は、厚生労働省オープンデータ  
ワクチン接種率は、首相官邸オープンデータ

(注) ワクチン接種率は、住民基本台帳の国内人口（R3.1.1時点・外国人含む）を分母に算出

# 10万人当たりの感染者数（7日間移動平均）の推移【都道府県別】



出典：厚生労働省オープンデータ